東北労働金庫

## 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」変更のお知らせ

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ろうきんでは、法令等の改正に伴い、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の変更を予定させていただいております。

つきましては、変更内容等について下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いた だきますようお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 対象の約款

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

#### 2. 変更概要

2022 年 4 月 1 日施行の租税特別措置法の改正により、「未成年者口座廃止届出書」の提出を受けた場合における「未成年者口座廃止通知書」の交付対象年齢が引き下がることに伴い、記載内容を変更します。

変更の詳細は、「約款変更 新旧対照表」をご参照ください。

#### 3. 変更実施日

2022年4月1日(金)から変更後の約款を施行させていただきます。

### 4. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上

# 約款変更 新旧対照表

424000 4016737000		
条項	変更後	変更前
第1条約款の趣旨	2 当金庫は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措	2 当金庫は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措
	置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口	置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口
	座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口	座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口
	座管理契約」(以下、両者を <mark>合わ</mark> せて「本契約」といいます。)	座管理契約」(以下、両者を <u>併</u> せて「本契約」といいます。)
	を締結します。	を締結します。
第2条末成年者口	1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける	1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける
座開設届出	ためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当	ためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当
書等の提出	金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37	金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37
	条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成	条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成
	年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出	年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出
	書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非	書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非
	課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」 <mark>の</mark> 提	課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」 <u>を</u> 提
	出 <mark>を</mark> するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則	出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第
	第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応	18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当
	じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所お	該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および
	よび個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13	個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8
	の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第 <mark>32</mark>	第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 <u>22</u> 項
	項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)	の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を
	を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を	告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受
	受ける必要があります。	ける必要があります。
	ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となっ	ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となっ
	た未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属	た未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属
	する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れてい	する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れてい
	るときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日ま	るときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日ま
	での間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年	での間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年
	者口座開設届出書を受理することはできません。	者口座開設届出書を受理することはできません。

条項	変更後	変更前
第2条末成年者口 座開設届出 書等の提出	なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。 2 当金庫に未成年者口座を開設しているお客様は、当金庫	なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。 2 当金庫に未成年者口座を開設しているお客様は、当金庫 <u>または</u> 証券会社もしくは他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」 <u>または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。</u>
	3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当金庫に対して「未成年者	3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租
	日本の代明れか早い日までに、当金庫に対して「未成年者 口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第 37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出 書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他 の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるや むを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による	税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または
	移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口 座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもし くは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の すべてについて行うもの(以下、「災害等による返還等」とい います。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を	預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その 他の資産のすべてについて行うもの(以下、「災害等による返 還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成 年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される 日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所

条項	変更後	変更前
第2条未成年者口	設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間 にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等につい	得等について課税されます。
座開設届出書等の提出	5 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において 17 歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口	5 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
第3条 非課税管理 勘定および 継続管理勘 定の設定		1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権が該当します。この約款の第14条から第16条、第18条、第20条および第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

条項	変更後	変更前
第3条 非課税管理 勘定および 継続管理勘 定の設定	3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます	3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。
第5条 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲	1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないものイ受入期間内に当金庫への買付けの委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるものロ非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等の2に掲げるものを除きます。)	1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないものイ受入期間内に当金庫への買付けの委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるものロ非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等移管依頼書」を設まるのを除きます。)

条項	変更後	変更前
第5条 未成年者口	非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設	非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設
座に受け入	けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以	けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以
れる上場株	下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられ	下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられ
式等の範囲	る非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5	る非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5
7.7	年経過日の属する年において当金庫が定める日までに「未	年経過日の属する年において当金庫が定める日までに「未
	成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してくださ	成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してくださ
	\ \' <sub>0</sub> )	\v <sub>o</sub> )
	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定に	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定に
	より読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規	より読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規
	定する上場株式等	定する上場株式等
第7条課税未成年	2 前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前	2 前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前
者口座等へ	項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各	項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各
の移管	号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行う	号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行う
	こととします。	こととします。
	① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項	① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項
	第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同	第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同
	号に規定する書面を <mark>5 年経過日の属する</mark> 年 <mark>の</mark> 当金庫が定め	号に規定する書面を <u>非課税管理勘定の終了する</u> 年 <u>におい</u>
	る日までに提出した場合、または当金庫に特定口座(租税	て、 当金庫が定める日までに提出した場合、または当金庫
	特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定	に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1
	口座をいい、前項①イの場合には、課税未成年者口座を構	号に規定する特定口座をいい、前項①イの場合には、課税
	成する特定口座に限ります。)を開設していない場合	未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設して
	一般口座への移管	いない場合
	② 前号に掲げる場合以外の場合	一般口座への移管
	特定口座(前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成	② 前号に掲げる場合以外の場合
	する特定口座に限ります。)への移管	特定口座(前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成
		する特定口座に限ります。)への移管

条項	変更後	変更前
第 10 条 未成年者口	未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一	未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一
座内上場株	部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の	部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の
式等の払出	口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非	口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非
しに関する	課税口座を除きます。) への移管に係るものに限ります。) があ	課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があ
通知	った場合には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をし	った場合には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をし
	た者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) による払出し	た者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) による払出し
	があった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口	があった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口
	座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得	座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得
	した者) に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式	した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式
	等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由および そ	等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由および <u>当</u>
	<mark>の</mark> 事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたしま	<u>該</u> 事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたしま
	す。	す。
第11条出国時の取	1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住	1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住
扱い	者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる	者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる
	場合には、 <mark>当金庫に対して</mark> その出国をする日の前日までに、租	場合には、その出国をする日の前日までに、 <u>当金庫に対して</u> 租
	税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する	税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する
	出国移管依頼書 <mark>の</mark> 提出 <mark>を</mark> してください。	出国移管依頼書 <u>を</u> 提出してください。
	2 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、 <mark>当該</mark> 出	2 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、 <u>その</u> 出
	国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株	国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株
	式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成	式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成
	年者口座に移管いたします。	年者口座に移管いたします。
	3 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様	3 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様
	が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号	が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号
	に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当金庫に <mark>未</mark>	に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当金庫に <u>帰</u>
	<mark>成年者帰国届出書の</mark> 提出 <mark>を</mark> する時までの間は、 <mark>当該</mark> 未成年者口	国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第

2	<b></b>	変更後	変更前
第11条	出国時の取	座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いませ	10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、
	扱い	$\mathcal{h}_{\circ}$	未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れ
			は行いません。
第 16 条	課税管理勘	課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされ	課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされ
	定の金銭等	る上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れされる金銭	る上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れされる金銭
	の管理	は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱	は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱
		いとなります。	いとなります。
		① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出	① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出
		しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課	しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課
		税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場	税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場
		株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと	株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
		② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法によ	② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法によ
		る譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係	る譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係
		る金銭の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないも	る金銭の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないも
		のに限ります。)または贈与をしないこと	のに限ります。)または贈与をしないこと
		イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、	イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、
		第6号または第7号に規定する事由による譲渡	第6号または第7号に規定する事由による譲渡
		ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資	ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資
		信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りま	信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りま
		す。)による譲渡	す。)による譲渡
		ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8	ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8
		号に掲げる譲渡	号に掲げる譲渡
		ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる	ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる
		事由による同号に規定する新株予約権の譲渡	事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
		ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権	ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権
		付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号	付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号
		に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規	に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規

条項	変更後	変更前
条項 第 16 条課税管理勘 定の金銭等 の管理	定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭の払出しを除き、当該金銭の課税未成年者口座からの払出しを	定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の金銭の払出しを除き、当該金銭の課税未成年者口座からの払出しをしな
第 17 条 未成年者ロ 座および課 税未成年者 口座の廃止	しないこと 第15条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに <u>当該</u> 課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	いこと 第15条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
第 18 条 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合	1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設して おり、その基準年の1月1日において、当金庫に重複して開 設されている <u>当該</u> 課税未成年者口座を構成する特定口座以外 の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構 成する特定口座を廃止いたします。	1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設して おり、その基準年の1月1日において、当金庫に重複して開 設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特 定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成す る特定口座を廃止いたします。
第 21 条代理人による取引の届出	4 お客様の法定代理人以外の者(お客様の2 親等以内の者に限ります。以下同じ。)が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代	4 お客様の法定代理人以外の者(お客様の <u>二</u> 親等以内の者に限ります。以下同じ。)が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代

条項	変更後	変更前
第21条代理人によ	理権を証する所定の書類を提出していただく必要がありま	理権を証する所定の書類を提出していただく必要がありま
る取引の届	す。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者	す。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者
出	に限ることとします。	に限ることとします。
	5 お客様の法定代理人以外の代理人 <mark>が</mark> 未成年者口座および課	5 お客様の法定代理人以外の者が代理人として未成年者口座
	税未成年者口座において取引を行っている場合において、お	および課税未成年者口座において取引を行っている場合にお
	客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課	いて、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座
	税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、	および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場
	あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく	合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行って
	必要があります。	いただく必要があります。
第 24 条 未成年者ロ 座取引また は課税未成 年者ロ座取 引である旨 の明示	一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者 口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨 の明示を行っていただく必要があります。なお、当金庫の未成 年者口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先	2 お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。
第 26 条 非課税口座のみなし開設		1 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当金庫に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税

条項	変更後	変更前
第 26 条 非課税口座	し、かつ、同日において当金庫とお客様との間で非課税上場	適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)
のみなし開	株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管	が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する
設	理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。	<u>非課税口座開設届出書をいいます。)</u> が提出されたものとみな
		し、かつ、同日において当金庫とお客様との間で非課税上場
		株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管
		理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。
第27条本契約の解	次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本	次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本
除	契約は解除されます。	契約は解除されます。
	① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の	① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の
	14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出	14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出
	があった場合には、当該提出日	があった場合には、当該提出日
	② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定	② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定
	する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定す	する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定す
	る課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特	る課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特
	別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未	別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未
	成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第 <mark>30</mark> 項に定める	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第 <u>20</u> 項に定める
	「未成年者出国届出書」の提出があった場合には出国日	「未成年者出国届出書」の提出があった場合には出国日
	④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非	④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非
	居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日	居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日
	の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年	の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年
	の1月1日前に出国した場合を除きます。)	の1月1日前に出国した場合を除きます。)には、租税特別
	租税特別措置法第 <mark>37</mark> 条の <mark>14</mark> の <mark>2</mark> 第 20 項 <mark>の</mark> 規定 <u>により</u> 「未	措置法 <u>施行令</u> 第 <u>25</u> 条の <u>13</u> の <u>8</u> 第 20 項 <u>に</u> 規定 <u>する</u> 「未成年
	成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた	者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出
	日(出国日)	国日)
	⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書	(条項追加 以下、条項繰下げ)
	を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様	
	が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届	

条項	変更後	変更前
第27条本契約の解	<u>出書」を提出しなかった場合</u>	
除	<mark>その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12</mark>	
	<mark>月 31 日の翌日</mark>	
	<u>⑥</u> お客様の相続人・受遺者による相続·遺贈(贈与をした者	⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者
	の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完	の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完
	了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項 <mark>で準</mark>	了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定
	<mark>用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5</mark> に定める「未	める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場
	成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合	合 <u>には、</u> 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が
	本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した	死亡した日
	⑦ お客様がこの約款の変更に同意されないときには、当金	<u>⑥</u> お客様がこの約款の変更に同意されないときには、当金
	庫の定める日	庫の定める日
第 29 条約款の変更	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が
	生じたときに <mark>、民法第 548 条の 4 の規定に基づき</mark> 改定されるこ	生じたときに改定されることがあります。
	とがあります。 <mark>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならび</mark>	なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお
	にその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表	客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通
		<u>知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないとき</u>
	The state of the s	は、その変更に同意したものとみなします。
附則	成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、	
	本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み	(追加)
	替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳であ	
	<u>る者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</u>	

以 上